

(別記様式1)

## 沖縄県有種雄牛凍結精液等譲渡契約約款

(契約)

第1条 沖縄県畜産研究センター(以下「甲」という。)及び譲受者(以下「乙」という。)は、日本国の関係法令を遵守して、和牛に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵(以下「精液等」という。)の譲渡契約並びにその利用について、この約款に基づかなければならない。

2 乙は、甲と精液等の譲渡契約を締結するために、あらかじめ、この約款に合意したという書面を甲に提出しなければならない。

(国外利用及び目的外利用の禁止)

第2条 乙は、甲が譲渡した精液等を日本国外で利用するために譲渡等してはならない。

2 乙は、甲が譲渡した精液等を繁殖牛生産、肥育牛生産若しくは子牛販売を目的とした肥育素牛及び繁殖素牛の生産に限り、県内において利用することができる。

3 乙は、甲が譲渡した精液等について、甲が特別に認める場合を除き、甲以外の種雄牛造成を目的とした譲渡、利用をすることはできない。

4 乙は、甲が譲渡した全ての県有種雄牛の遺伝資源を県外へ譲渡し、または利用させてはならない。

(品質及び在庫の管理)

第3条 乙は、甲が譲渡した精液等について、衛生的に保存し、また品質を保全しながら、適切に管理しなくてはならない。

2 乙は、甲が譲渡した精液等について、その譲受、利用、在庫、廃棄及び譲渡数に関する事項を記録し、甲が求める場合には、当該記録を甲に報告しなければならない。

(第三者への譲渡)

第4条 乙は、甲が譲渡した精液等の一部または全部を第三者(以下、「丙」という。)に譲渡する場合には、乙丙間の契約において、本契約により乙が負う義務と同様の義務を丙に課さなければならない。

2 丙が家畜人工授精所を開設していない場合、丙は乙が譲渡した精液等を他者に譲渡し、又は丙の所有する雌牛以外に利用してはならない。

3 乙は、甲が譲渡した精液等の一部または全部を丙に譲渡する場合、当該精液等の品質について一切の責任を負うものとする。ただし、当該精液等の品質に関して、甲の過失があった場合には、この限りでない。

(精液等の返還)

第5条 甲は、乙がこの約款に違反している認めるときは、乙に対し、譲渡した精液等の返還を求めることができる。

2 前項の場合において、乙は、甲が譲渡した精液等のうち、利用又は廃棄をしたもの以外のものを乙の費用において、ただちに甲に返還しなくてはならない。

(約款の変更)

第6条 甲が必要と判断した場合には、譲受者に対して個別に通知をすることなく、本約款を変更することがある。

2 前項による、最新の約款は、沖縄県畜産研究センターのホームページにより掲示する。

令和3年2月16日施行

令和4年1月28日一部改定

令和6年5月2日一部改定

(別記様式2)

令和6年5月2日施行

**沖縄県有種雄牛凍結精液等譲渡契約約款への合意宣言書**

(開設者が家畜人工授精師等の家畜人工授精所  
及び 授精所未開設の家畜人工授精師等向け)

年 月 日

沖縄県畜産研究センターから譲渡された家畜人工授精用精液等の利用等については、「家畜改良増殖法」及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」を始めとした関係法令に基づき適切に取扱うとともに、「沖縄県有種雄牛遺伝資源譲渡・取扱要領」及び「沖縄県有種雄牛凍結精液の譲渡契約約款」の各規定を遵守することに同意します。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

備考 乙が法人である場合は、代表者が署名の欄に、乙の名称を記載する。

(別記様式3)

令和6年5月2日施行

**沖縄県有種雄牛凍結精液等譲渡契約約款への合意宣言書**  
(開設者が家畜人工授精師等でない家畜人工授精所向け)

年 月 日

沖縄県畜産研究センターから譲渡された凍結精液等の利用については、「家畜改良増殖法」及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」を始めとした関係法令に基づき適切に取扱うとともに、「沖縄県有種雄牛遺伝資源譲渡・取扱要領」及び「沖縄県有種雄牛凍結精液の譲渡契約約款」の内容を遵守することを宣誓いたします。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

備考 乙が法人である場合は、代表者が署名の欄に、乙の名称を記載する。

(別記様式4)

令和6年5月2日施行

## 沖縄県有種雄牛凍結精液等譲渡契約約款への合意宣言書

(家畜人工授精師等でない飼養者向け)

年 月 日

沖縄県畜産研究センターの凍結精液等の利用については、「家畜改良増殖法」及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」を始めとした関係法令に基づき適切に取扱うとともに、「沖縄県有種雄牛遺伝資源譲渡・取扱要領」の各規定を遵守することに同意いたします。なお、入手した凍結精液等は自己の所有する雌畜のみに利用し、第三者への譲渡を行わないことを宣誓いたします。

また、沖縄県畜産研究センターから凍結精液等を譲り受けた家畜人工授精所が締結した「沖縄県有種雄牛凍結精液の譲渡契約約款」の内容を遵守します。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

備考 乙が法人である場合は、代表者が署名の欄に、乙の名称を記載する。